

敬愛大学・敬愛短期大学における障がい学生支援の基本方針

1. 基本理念

敬愛大学又は敬愛短期大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、本学の教育憲章のもと、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てられることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学び合う大学として、障がいのある学生支援の充実を目指す。

2. 支援対象

支援の対象となる「障がい学生」とは、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者（身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、その他の心身の機能の障害）であり、それらの障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

3. 支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行うこととし、方針内容については必要に応じて見直すこととする。

- （1）障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。
- （2）障がい学生本人の修学に関する要望に基づいた調整を図るように努める。
- （3）支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、その他大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。なお、実習に関しては、本学が規定する実習実施の定めによる。
- （4）「情報保障」「円滑なコミュニケーション」「試験・評価方法」などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保証人等に伝え、理解を得るよう努める。
- （5）学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、点字ブロック、建物入口等のスロープ、多目的トイレなど学内の環境整備に努める。

4. 合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を可能な限り行う。

5. 支援体制

「敬愛大学障害学生への支援に関する規則」に基づき、「障害学生委員会」を設置し、学内外の関係部署と連携しながら全学的に支援する。

<障がい学生支援に関する本学における相談窓口>

- 障がい学生支援全般に関する相談：学生支援室
- 入試・入学までの相談：アドミッションセンター
- 学生生活に関する相談：学生支援室
- 修学に関する相談：修学支援室
- 進路に関する相談：キャリアセンター
- 健康に関する相談：保健室
- 困りごと・悩みごとに関する相談：学生相談室

6. 理解促進

本学は、この基本方針のもと、障がいのある学生の支援の推進を図るため、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努める。

7. 情報公開

本学は、障がい学生に対する支援について、ホームページ等において情報の公開に努める。

以 上

令和6年8月1日一部改正